

UNIVERSITY
JOURNAL

全大教時報

Vol. 41 No. 3
2017.8

共謀罪の何が問題か？

今泉 義竜 <東京法律事務所 弁護士、全大教顧問弁護士団>

非常勤講師・非常勤職員の5年(3年)上限との闘い ～国立大での闘争が360万人の無期転換のカギに～

志田 昇 <首都圏大学非常勤講師組合 書記長>

ローカル線で行く！フーテン旅行記(13)

—みちのく岩手で文化財と自然を満喫！—

大西 孝 <岡山大学工学部 助教>

Contents

● **共謀罪の何が問題か？**

今泉 義竜（東京法律事務所 弁護士、全大教顧問弁護士）

1

● **非常勤講師・非常勤職員の5年(3年)上限との闘い**

— 国立大での闘争が360万人の無期転換のカギに —

志田 昇（首都圏大学非常勤講師組合 書記長）

28

● **ローカル線で行く！フーテン旅行記 13**

— みちのく岩手で文化財と自然を満喫！ —

大西 孝（岡山大学 工学部 助教）

37

共謀罪の何が問題か？

東京法律事務所 弁護士
全国大学高専教職員組合 顧問弁護士

今泉 義竜



2002年東京大学法学部卒業、2008年弁護士登録。現在、日本労働弁護団事務局次長。主な取り扱い事件は、賃金・残業代未払い、パワーハラスメント、不当労働行為等の労働事件(労働者側のみ)等。

守ろう平和憲法、許すな9条改悪

「憲法労組連 第2回『憲法改悪反対養成署名』提出集会」(2017年5月30日)ご講演より

はじめに

労働弁護団事務局次長の今泉です。本日は、共謀罪の何が問題か。基本的なところも含めてお話しします。ここにお集まりの皆さんは政府の言う一般人ではなさそうですね。非常に意識の高い皆さまが集まっていたと思います。しかし今必要なのは全然関心のない一般の方にどう広くこれを伝えていくかということです。特に若い世代で、30代の7割ぐらいがよく知らないという世論調査もありました。よく知らないのに賛成という方も多いのです。皆さんの方で伝えていく上での材料・ネタとして、私の整理を聞いていただければと思います。

1. そもそも、「共謀罪（テロ等準備罪）」とは？

共謀罪は「テロ等準備罪」といわれています。共謀罪は以前にも3回出されていますが、今回テロ等準備罪という呼び方で政府は出してきました。

実は共謀罪やテロ等準備罪という法律自体はなくて、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）」というものが以前からあります。この改正案ということで出されてきているのが共謀罪と呼ばれているものです。条文自体は実は1個増やすだけです。この組織的犯罪処罰法の中に条文を1個増やすと。それだけの改正なのですが、これが実は近代刑法の大原則を転換する、180度変えてしまうほどの大きな改正になっています。問題となっている条文はこの第6条の2、第1項です。実は2項もあってこれも問題なのですが、一応今大きな問題になっているのはこの1項です。あまり条文自体を当てることはないと思いますし、一般の方々にこの条文を言ってもよく分からないと思うのですが、皆さんにはぜひこの条文を1回は読んでおいてほしいと思います。（資料1）

【資料1】 第六条の二と別表第四（第六条の二関係）

※1

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

資料1 (1/3)

- 一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮
- 二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二年以下の懲役又は禁錮

※ 2

別表第四（第六条の二関係）

- 一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
 - イ 第十一条（犯罪収益等收受）の罪
 - ロ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）並びに同法第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）及び第百九十八条（贈賄）の罪
 - ハ 爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）の罪
 - ニ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
 - ホ 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）及び第五号（不法残留）並びに第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の八第一項（不法入国者等の蔵匿等）の罪
 - ヘ 麻薬特例法第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪

資料 1 (2/3)

- 二 第七条（組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等）の罪（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）又は第七条の二第二項（証人等買収）の罪

- 三イ 刑法第九十八条（加重逃走）、第九十九条（被拘禁者奪取）又は第百条第二項（逃走援助）の罪

- ロ 刑法第百六十九条（偽証）の罪

- 四 爆発物取締罰則第九条（爆発物の使用、製造等の犯人の蔵匿等）の罪

- 五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項（偽証）の罪

- 六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪

資料 1 (3/3)

この 1 号に 5 年以下の懲役または禁錮、2 号に 2 年以下の懲役または禁錮という 2 つの類型を置いています。

条文自体はこれだけです。非常に短いといえば短いものですが、別表がくせものです。「共謀罪」の対象となる 277 の罪が法律の最後に添付されていません（表 1）。

【表 1】 「共謀罪（テロ等準備罪）」の対象になる 277 罪

法律名	罪名
別表 第三	
組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	組織的な封印等破棄の罪
	組織的な強制執行妨害目的財産損壊等の罪
	組織的な強制執行行為妨害等の罪
	組織的な強制執行関係売却妨害の罪
	組織的な常習賭博
	組織的な賭博場開張等図利の罪
	組織的な殺人の罪
	組織的な逮捕及び監禁の罪
	組織的な強要の罪
	組織的な身の代金目的略取等の罪
	組織的な信用毀損及び業務妨害の罪
	組織的な威力業務妨害の罪
	組織的な詐欺の罪
	組織的な恐喝の罪
	組織的な建造物等損壊の罪
	不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為の罪、犯罪収益等隠匿の罪、犯罪収益等收受の罪
	刑法
(外患誘致の罪)、(外患援助の罪)	
騒乱の罪	
現住建造物等放火の罪、非現住建造物等放火の罪、建造物等以外放火の罪、激発物破裂の罪	
現住建造物等浸害の罪、非現住建造物等浸害の罪	
往来危険の罪、汽車転覆等の罪	
あへん煙輸入等の罪、あへん煙吸食器具輸入等の罪、あへん煙吸食のための場所提供の罪	
水道汚染の罪、水道毒物等混入の罪、水道損壊及び閉塞の罪	
通貨偽造及び行使等の罪、外国通貨偽造及び行使等の罪	
有印公文書偽造の罪、有印公文書変造の罪、有印虚偽公文書作成等の罪、公正証書原本不実記載等の罪、偽造公文書行使等の罪、有印私文書偽造の罪、有印私文書変造の罪、偽造私文書行使の罪、電磁的記録不正作出及び供用の罪	
有価証券偽造等の罪、偽造有価証券行使等の罪	
支払用カード電磁的記録不正作出等の罪、不正電磁的記録カード所持の罪	
公印偽造及び不正使用等の罪	
強制わいせつの罪、強制性交等の罪、準強制わいせつ及び準強制性交等の罪	

表 1 (1/6)

刑法	墳墓発掘死体損壊等の罪 収賄の罪、事前収賄の罪、第三者供賄の罪、加重収賄及び事後収賄の罪、あつせん収賄の罪、（贈賄の罪） 傷害の罪 未成年者略取及び誘拐の罪、営利目的略取及び誘拐の罪、所在国外移送目的略取及び誘拐の罪、人身売買の罪、被略取者等所在国外移送の罪、被略取者引渡し等の罪 電子計算機損壊等業務妨害の罪 窃盗の罪、不動産侵奪の罪、強盗の罪、事後強盗の罪、昏睡強盗の罪 電子計算機使用詐欺の罪、背任の罪、準詐欺の罪 横領の罪 盗品有償譲受け等の罪
爆発物取締罰則	（爆発物の使用の罪）、爆発物の製造等の罪
外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律	偽造等の罪、偽造外国流通貨幣等の輸入の罪、偽造外国流通貨幣等の行使等の罪
印紙犯罪処罰法	偽造等の罪、偽造印紙等の使用等の罪
海底電信線保護万国連合条約罰則	海底電信線の損壊の罪
労働基準法	強制労働の罪
職業安定法	暴行等による職業紹介等の罪
児童福祉法	児童淫行の罪、（児童の引渡し及び支配の罪）
郵便法	切手類の偽造等の罪
金融商品取引法	虚偽有価証券届出書等の提出等の罪、内部者取引等の罪
大麻取締法	大麻の栽培等の罪、大麻の所持等の罪、大麻の使用等の罪
船員職業安定法	暴行等による船員職業紹介等の罪
競馬法	無資格競馬等の罪
自転車競技法	無資格自転車競走等の罪
外国為替及び外国貿易法	国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等の罪、特定技術提供目的の無許可取引等の罪
電波法	電気通信業務等の用に供する無線局の無線設備の損壊等の罪
小型自動車競争法	無資格小型自動車競走等の罪
文化財保護法	重要文化財の無許可輸出の罪、重要文化財の損壊等の罪、史跡名勝天然記念物の滅失等の罪
地方税法	軽油等の不正製造の罪、軽油引取税に係る脱税の罪
商品先物取引法	商品市場における取引等に関する風説の流布等の罪
道路運送法	自動車道における自動車往来危険の罪、事業用自動車の転覆等の罪
投資信託及び投資法人に関する法律	投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為の罪
モーターボート競争法	無資格モーターボート競走等の罪

表 1 (2/6)

森林法	保安林の区域内における森林窃盗の罪、森林窃盗の贓物の運搬等の罪、他人の森林への放火の罪
覚せい剤取締法	覚醒剤の輸入等の罪、覚醒剤の所持等の罪、覚醒剤の使用等の罪、管理外覚醒剤の施用等の罪
出入国管理及び難民認定法	(不法入国の罪の共犯)、(不法上陸の罪の共犯)、(不法残留の罪の共犯)、(不法在留の罪の共犯)、在留カード偽造等の罪、偽造在留カード等所持の罪、集団密航者を不法入国させる行為等の罪、(集団密航者の輸送の罪)、集団密航者の収受等の罪、(不法入国等援助の罪)、(難民旅行証明書等の不正受交付の罪)、(偽造外国旅券等の所持等の罪)、営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等の罪、(不法入国者等の隠匿等の罪)
旅券法	旅券等の不正受交付等の罪
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	軍用物の損壊等の罪
麻薬及び向精神薬取締法	ジアセチルモルヒネ等の輸入等の罪、ジアセチルモルヒネ等の製剤等の罪、ジアセチルモルヒネ等の施用等の罪、ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等の罪、ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の製剤等の罪、麻薬の施用等の罪、向精神薬の輸入等の罪、営利目的の向精神薬の譲渡等の罪
有線電気通信法	有線電気通信設備の損壊等の罪
武器等製造法	鉄砲の無許可製造の罪、鉄砲弾の無許可製造の罪、猟銃等の無許可製造の罪
ガス事業法	ガス工作物の損壊等の罪
関税法	輸出してはならない貨物の輸出の罪、輸入してはならない貨物の輸入の罪、輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等の罪、偽りにより関税を免れる行為等の罪、無許可輸出等の罪、輸出してはならない貨物の運搬等の罪
法律名	罪名
別表 第二	
あへん法	けしの栽培等の罪、あへの譲渡し等の罪
自衛隊法	自衛隊の所有する武器等の損壊等の罪
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	高金利等の罪、高保証料の罪、保証料がある場合の高金利等の罪、業として行う著しい高金利の脱法行為等の罪
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	不正の手段による補助金等の受交付等の罪

表 1 (3/6)

売春防止法	対償の收受等の罪、業として行う場所の提供の罪、売春をさせる業の罪、資金等の提供の罪
高速自動車国道法	高速自動車国道の損壊等の罪
水道法	水道施設の損壊等の罪
銃砲刀剣類所持等取締法	拳銃等の発射の罪、拳銃等の輸入の罪、拳銃等の所持等の罪、拳銃等の譲渡し等の罪、偽りの方法により拳銃等の所持の許可を受ける行為の罪、拳銃実包の輸入の罪、拳銃実包の所持の罪、拳銃実包の譲渡し等の罪、猟銃の所持等の罪、拳銃等の輸入に係る資金等の提供の罪
下水道法	公共下水道の施設の損壊等の罪
特許法	特許権等の侵害の罪
実用新案法	実用新案権等の侵害の罪
意匠法	意匠権等の侵害の罪
商標法	商標権等の侵害の罪
道路交通法	不正な信号機の操作等の罪
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	業として行う指定薬物の製造等の罪
新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法	自動列車制御設備の損壊等の罪
電気事業法	電気工作物の損壊等の罪
所得税法	偽りにより所得税を免れる行為等の罪、所得税の不納付の罪
法人税法	偽りにより法人税を免れる行為等の罪
公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律	海底電線の損壊の罪、海底パイプライン等の損壊の罪
著作権法	著作権等の侵害等の罪
航空機の強取等の処罰に関する法律	航空機の強取等の罪、航空機の運航阻害の罪
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	無許可廃棄物処理業等の罪
火炎びんの使用等の処罰に関する法律	火炎びんの使用の罪
熱供給事業法	熱供給施設の損壊等の罪
航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	航空危険の罪、航空中の航空機を墜落させる行為等の罪、業務中の航空機の破壊等の罪、業務中の航空機内への爆発物等の持込みの罪
人質による強要行為等の処罰に関する法律	人質による強要等の罪、加重人質強要の罪
細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器等の開発、生産	生物兵器等の使用の罪、生物剤等の発散の罪、生物兵器等の製造の罪、生物兵器等の所持等の罪

表 1 (4/6)

及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	
貸金業法	無登録営業等の罪
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	有害業務目的の労働者派遣の罪
流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法	流通食品への毒物の混入等の罪
消費税法	偽りにより消費税を免れる行為等の罪
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法	特別永住者証明書の偽造等の罪、偽造特別永住者証明書等の所持の罪
麻薬特例法	薬物犯罪収益等隠匿の罪、(薬物犯罪収益等收受の罪)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等の罪
不正競争防止法	営業秘密の不正取得等の罪
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	化学兵器の使用の罪、毒性物質等の発散の罪、化学兵器の製造の罪、化学兵器の所持等の罪、毒性物質等の製造等の罪
サリン等による人身被害の防止に関する法律	サリン等の発散の罪、サリン等の製造等の罪
保険業法	株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為の罪
臓器の移植に関する法律	臓器売買等の罪
スポーツ振興投票の実施等に関する法律	無資格スポーツ振興投票の罪
種苗法	育成者権等の侵害の罪
資産の流動化に関する法律	社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為の罪
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	一種病原体等の発散の罪、一種病原体等の輸入の罪、一種病原体等の所持等の罪、二種病原体等の輸入の罪
対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律	対人地雷の製造の罪、対人地雷の所持の罪
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春周旋の罪、児童買春勧誘の罪、児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等の罪
民事再生法	詐欺再生の罪、特定の債権者に対する担保の供与等の罪

表 1 (5/6)

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律	公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為の罪、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等の罪
電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	不実の署名用電子証明書等を発行させる行為の罪
会社更生法	詐欺更生の罪、特定の債権者等に対する担保の供与等の罪
破産法	詐欺破産の罪、特定の債権者に対する担保の供与等の罪
会社法	会社財産を危うくする行為の罪、虚偽文書行使等の罪、預合いの罪、株式の超過発行の罪、株主等の権利の行使に関する贈収賄の罪、株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為の罪
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	放射線の発散等の罪、原子核分裂等装置の製造の罪、原子核分裂等装置の所持等の罪、特定核燃料物質の輸出入の罪、放射性物質等の使用の告知による脅迫の罪、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要の罪
海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律	海賊行為の罪
クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律	クラスター弾等の製造の罪、クラスター弾等の所持の罪
東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	汚染廃棄物等の投棄等の罪
法律名	罪名
別表 第四	
組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪、証人等買収の罪
刑法	加重逃走の罪、被拘禁者奪取の罪、逃走援助の罪 偽証の罪
爆発物取締罰則	爆発物の使用の罪、製造等の犯人の蔵匿等の罪
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	偽証の罪
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律	組織的な犯罪に係る証拠隠滅等の罪、偽証の罪

表 1 (6/6)

これがいろいろ見ていくと、もちろんハイジャックやサリンや覚醒剤など確かにテロに関係がありそうなものもあるという感じはしますが、組織犯罪処罰法の中の組織的な逮捕監禁や組織的な強要、組織的な威力業務妨害、この辺りが労働組合にいろいろ関係してくるものです。

あと、所得税法や法人税法、著作権法、消費税法。皆さんも納めている税金に関するものや、著作権でいえば雑誌の一部をコピーして組合の資料にしていることもあるとは思いますが、そういうものも著作権法に関わります。このように、日常に関わるものも入ってきています。かなり広範な犯罪類型が入っていて、その中に労働組合にも関わる、また一般人にも当然関わってくるものがあるということをこれからご説明したいと思います。

277罪と当初いわれていたのは、316という数え方もあるようで、実際幾つなのかということが衆議院で問題になりました。数え方に一定のルールはない、というのが金田法務大臣（いいかげんな大臣として有名ですけれども）の答弁になっていて、幾つあるのすら、実は、明確ではありません。

2. 政府の3つのウソ

この共謀罪、テロ等準備罪は何が問題かということで、3つにまとめて全て言い尽くせると思っていますので、この3つで整理してほしいと思います。

(1) 「組織的犯罪集団」を対象としているから一般市民は対象とならない？

「組織的犯罪集団を対象としているから一般市民は対象となりません。」政府はしきりにそういう言い方をしています。これが1つ目のウソです。

政府答弁その1。これは2017年2月16日の衆院予算委員会で見解が出されたもので、安倍首相も答弁していることですが、「犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合には組織的犯罪集団に当たり得る」と明確に言っています。この「一変したと認められる」というのですが、誰が認めるのかと

いえばそれは現場の捜査員なのです。現場の捜査機関が、この労働組合は労働者の権利のためにやっていたかもしれないけれども、このたび犯罪を実行する団体に一変したと認められると判断すれば、それはもう組織的犯罪集団として捜査の対象になる、監視の対象になるということです。それをチェックする手段はありません。

政府答弁その2。「そもそも『テロリズム集団』は組織的犯罪集団の例示であり、文言のある場合とない場合で犯罪の成立範囲が異なることはない。」これが2017年4月14日の金田法務大臣の答弁です。テロ等準備罪という名称を付けたことからテロを防止するための法律なのだと言っていたはずが、「テロリズム集団」というのは法律上何の意味もない文言だということを法務大臣自身が認めているのです。テロと関係ない団体であっても組織的犯罪集団に当たり得るということは政府自身が認めていることです。

政府答弁その3。「一般の方が対象にならないということはない。」これは民進党の議員の追及で2017年4月21日に副法務大臣が答弁したことです。これはもう本音が出たというところです。

先ほど福島みずほ議員からご指摘がありましたけれども、昨日も参議院の本会議で金田法務大臣が「人権・環境団体も対象になる」ということを認めたと今日の毎日新聞のニュースに出ています。金田さんはこう言っています。「対外的には環境保護や人権保護^{ひょうぼう}を標榜していても、それが隠れみので、結び付きの基本的な目的が重大な犯罪を実行することにある団体と認められる場合は処罰され得る。」

また、さらに重大なのはこう言っています。「組織的犯罪集団だと確実に認められなくても、その嫌疑が客観的にある場合、捜査を開始できる。」組織的犯罪集団かどうかまだ分からないような段階でも、労働組合を含めていろいろな人権団体がありますけども、そういうところの捜査を開始できる、監視を開始できるということを認めました。

結論として、結局共同の目的が犯罪実行にあると捜査機関が認定しさえすれば、あらゆる団体が組織的犯罪集団と見なされてしまうということになっています。

しかも、これはあまり知られていないのですが、実は、団体に所属していない者も摘発の対象になるのです。これはまた先ほどの条文を見ていただければ分かるのですが、

「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を2人以上で計画した者」ということで、これは「2人以上で計画した者」が犯罪の主体なのです。団体に所属しているかどうかは関係ありません。ですので、何の団体にも所属しない一般市民も含めて十分に対象となり得るということが法律上は明らかです。これをならないと言っているのは1つ目のウソです。

(2) 「準備行為」の要件があるから、話し合っただけでは犯罪にならない？

これまでの共謀罪と違う点として、「準備行為」の要件があると政府が言っています。話し合っただけで罪になるというのがこれまでの共謀罪だったかもしれないけれども、今回は「準備行為」を要件にしているから話し合っただけでは犯罪にならないということを言っています。これが2つ目のウソです。

① 曖昧な「準備行為」の概念：日常的な行為が該当

準備行為といっても必ずしもその行為自体が危険性のある行為とは限られないのです。日常的な行為が該当します。条文を先ほど確認いただきましたけれども、「資金または物品の手配、関係場所の下見、その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為」ということで、「その他」ということで何でも入ってしまうわけです。

例えば、ATMでのお金の引き出しというのは資金の手配ですよ。ホームセンターでいろいろ金づちや包丁なども売っているとは思っていますが、そこでショッピングをするというのも物品の手配に当たり得ます。また、下見というのも、散歩は外形的には下見には当たり得るわけですが、そういう外形上何の危険性もない日常的な行為が準備行為になり得るということです。準備行為かどうかというのは外見では判断ができません。殺人予備罪という

のは実は既にありまして、殺人のために凶器を準備するという危険な行為自体が罰せられるということはこれまでもあるのですが、この共謀罪での準備行為はそういう危険性が必ずしも分からないものも含めて準備行為とされてしまいます。

外形では判断不能ということで、金田法務大臣が2017年4月28日の答弁で漫才みたいなやりとりをしています。「例えば、花見であればビールや弁当を持っているのに対して、下見であれば地図や双眼鏡、メモ帳を持っているというような外形的な事情があり得るわけです」と言っています。皆さん地図とか双眼鏡、メモ帳は持ち歩かないように注意して下さい、ということになるわけですが、こういう冗談のようなことを平気で国会の場で言う。双眼鏡やメモ帳を持っているような人については、準備行為ではないかと捜査機関が疑っても構わないのだと言っているのです。

ここでの国会の議論では、これを追求していた藤野保史議員が、「パードウォッチングをする人もいるのではないか」と言うと法務大臣は笑っていたらしいのですが、笑い事ではないと藤野議員がたしなめたそうです。こういうお粗末な衆議院の議論でした。

② 「準備行為」を行っていない者も「計画」だけで罰せられる

問題は、仮に準備行為はある程度特定できたとしても、実は準備行為を行っていない者も罰せられてしまうというのがこの共謀罪です。そういう意味では、「話し合いだけ」で処罰されるというのは間違いではないのです。30人の会議を行ったとします。そのうちの1人が何か物を買に行ったというだけで、残りの29人も共謀罪として処罰されてしまいます。誰かが準備行為に及べば犯罪になってしまうということで、自分は何も準備行為をしていないと言ったとしてもそれは通用しません。よく想定されるのは、おとり捜査で組合内部の会議に入り込んで準備行為を行って、自分だけ自白して刑を免除され、他の組合員を逮捕させてしまうということが使い方としてあり得るのではないかとされています。

(3) テロ対策のための法律？

3つ目のウソはテロ対策のための法律なのだということです。このテロ対策のためというのがかなりの力を持って世論に影響しています。世論は今、拮抗^{きっこう}はしていますが、やはりテロ対策と言われてしまうとそれはいいよねという世論がどうしても広がって行って、それが今の運動の一つの課題というか、まだ広がり切れていないところなのではないかと思います。しかしテロ対策というのは全くのウソです。

① テロに全く関係がない話し合いが対象

例えばということで、これも国会で議論になりました。キノコ狩りの話です。老人会でキノコ狩りの企画を相談して、その候補地の1つが国の指定する保安林であったことが後から分かって、そこはまずいということで保安林以外の場所で企画を実施した場合でも、これは保安林での森林窃盗の計画をしたということで処罰されるおそれがあります。

これについて4月17日に衆議院の委員会で民進党の山尾志桜里議員が、「保安林でキノコを採ることもテロの資金源になるのか」と言ったところ、金田法務大臣は、「組織的犯罪集団が組織の維持・運営に必要な資金を得るために計画することが現実的に想定される」という答弁をしています。キノコでテロ資金を稼ごうなどというテロ組織は非常にのんきだとは思いますが。私の親戚は家族でキノコ工場をやっているのですが、巨大な工場でキノコを育てています。キノコなどというのは、それだけたくさん作らないとなかなか家計をまかなうだけの収入は得られません。キノコ狩りでテロ資金にするなどということはおよそあり得ません。マツタケをたくさん採るといふ話だと若干違うのかもかもしれませんが、こういう現実的にはおよそあり得ないことを国会という公式の場で言うてしまうということです。

あと、やはり労働組合にどう関わるかというのも今日の皆さんの関心事だとは思いますが、労働組合の組合員が団体交渉で、社長が要求に応じるまでは帰さないという覚悟で交渉に臨むことは当然あります。闘っている組合であればそういう話し合いは当然執行委員会などですと思っています。会議室を

予約したという準備行為をただで、組織的監禁の共謀罪で摘発されるおそれがあります。さらに、労働組合が会社を非難するようなチラシをまく場合も当然あると思いますが、組織的信用毀損きそんの共謀という、チラシを作っただけで、まいていなくても作った段階で摘発されるおそれがあります。他にも例がたくさんありますが一部をご紹介します。

- PTAで、給食費の無償化を実現するため議員に対し各自一斉にファックスをおくることを話し合っただけでも組織的偽計業務妨害の共謀罪で摘発されるおそれ。
- 高層マンション建設に反対するという住民が、建設会社の門前で宣伝を行ったり、ロビーで座り込みを行うことを計画しチラシ用の紙を購入しただけで、組織的信用毀損、組織的威力業務妨害の共謀罪で摘発されるおそれ。
- 勤務する会社が不正を行っていることを知り、告発のために会社の営業秘密が記載された資料を持ち出すことを信頼できる同僚と計画して記録の保管庫に入ったが、怖くなってやめた場合でも、不正競争防止法違反の共謀罪で摘発されるおそれ。
- 新聞社の社内会議で、汚職の疑惑のある政治家に対して、行く手を実力で阻んでも食らいついてコメントをもらうことで合意したが、実際にはSPに阻まれてコメントは取れなかった時でも、組織的強要罪の共謀罪で摘発されるおそれ。
- 消費者団体の会議で、悪徳業者の広告を掲載している雑誌の不買運動によって圧力をかけることを計画し、資料のため掲載雑誌を購入しただけで、組織的信用毀損の共謀罪で摘発されるおそれ。
- 労働組合の学習会で雑誌の中の特集記事をコピーして配布することを話し合い、雑誌を購入すると、著作権法違反の共謀罪で摘発されるおそれ。
- アパレル会社の会議で、ライバル社の売れ筋のブランドもののジャケットとそっくりのジャケットを販売することを決定して生地を仕入れただけで、商標法違反の共謀罪で摘発されるおそれ。
- 会社の経理部が、税金を安くする方法がないか顧問税理士に相談した

けで、法人税法違反の共謀罪で摘発されるおそれ。

これらのように、組織的な信用毀損や不正競争防止法違反の共謀や組織的強要の共謀、組織的信用毀損の共謀などで、計画段階で何もやっていなくても摘発されるおそれがあります。準備行為が認定されてしまうと、計画が中止になって実際には何もやっていないということであっても処罰は可能という答弁書が閣議決定されています。

労働組合というのはそもそも数の威力というか、性質上集団の力で使用者に要求をのませるといった団体です。それ自体が威力によって、場合によっては業務を妨害するということもあります。街頭で宣伝したり、社前行動をしたりするといういわゆる業務妨害的なことはありますが、そういう行動は、正当な組合活動であれば憲法上保障されていますので、皆さんは自由にそういうことを行っています。

正当な組合活動かどうかは実際にやってみて分かる話で、やった上で相当性がない、あまりに異常な活動をしてしまうと、それはもちろん犯罪になってしまう危険性は当然あります。もちろんそうならないように労働組合の皆さんは議論したり、顧問弁護士にこのピラをまいていいかなどと相談したりするわけですが、何もしないうちから、そういうことをするのはないかという疑いで摘発できてしまうのがこの共謀罪の恐ろしさなのです。

私もいろいろな労働組合から、このピラをまいていいかどうかということもよく相談されます。これが後に、名誉毀損などで会社から問題とされないかということも聞かれることもあります。なるべくそこをうまく回避できるような書き方で、かつ効果的な書き方というのを工夫するわけですが、そういう相談自体も信用毀損の共謀だということで捜査の対象、摘発の対象になってしまいます。議論そのものができなくなる、ということです。顧問弁護士に相談すること自体にリスクが出てきますので、弁護士に相談するのをやめようかみたいな話になってしまいかねません。萎縮効果というのは当然生じてくるだろうと思います。

テロの対策と言っているながら、テロと全然関係ない犯罪類型が対象になっ

ています。ここはぜひ皆さん押さえておいてください。特に、組合にも影響しますので、税法や著作権など全然関係ないものが含まれているということなど、街頭宣伝や組合員に話すときにご紹介いただければと思います。

② 条約批准のために共謀罪は不要

次に、条約批准のためということ政府はしきりに言っています。国際組織犯罪防止条約（TOC 条約。別名パレルモ条約）というのがあります。これを批准するためにテロ等準備罪が必要なのだということ1つの論拠にしていますが、これも全くのウソです。

ウソを裏付ける5つの fact（事実）を書きました。この5つで政府の言い分は全て論破できているはずで

【ウソを裏付ける5つの fact（事実）】

- (a) TOC 条約そのものに自国の国内法の基本原則に従って必要な措置を取ると記載されていて、共謀罪の創設を義務付けているわけではありません。実際にいずれも設けなくて条約を批准した国も多いし、既に187カ国が批准していて、共謀罪を新設したのはノルウェー、ブルガリアの2つだけです。2012年の国連文書でも、カナダやフランスなどの立法例が示され必ずしも条約どおりにやらなくてもいいと紹介されています。
- (b) TOC 条約に関する国連の立法ガイドにも、共謀罪を使わなくてもいいという記載があります。
- (c) 国連の立法ガイドには、そもそも TOC 条約はテロリストグループや暴動グループを対象としたものではないと説明されています。
- (d) 日本政府自身が2000年の時点で「テロリズムについてはこの条約の対象とすべきではない」と主張しています。いま180度見解を変えて、この条約はテロ対策のためだと言い始めているということです。
- (e) 既に2003年、14年前に TOC 条約は国会の議論を経て承認が下りています。あとは政府が批准書を出せば締結できます。そこに何の支障もありません。それをただ政府はやっていないだけです。ですので、共謀罪を

作らないと締結できないなどというのは手続き上でも全くのウソです。

この5つの事実を知っていただくと押さえていただくと政府のウソが分かると思います。今の政権は、ウソでも100回言えば通るというスタンスでウソを本当のように流しています。トランプさんなどもそうですが、今世界的に「ポストトゥルース」という風潮があって、日本もそのトレンドに乗ってウソを平気でつくという政権になっています。

日本は既に13の条約を批准しており（表2）、テロ対策のための条約は日本としては、ほぼ全て締結しています。外務省HPには、テロ対策におけるわが国外交の「3本柱」というのがあります。テロ対策の強化と中東の安定と繁栄に向けた外交の強化と過激主義を生み出さない社会の構築支援。それなりにいいことは書いています。

若者の失業対策や格差是正、教育支援、人的交流の拡充やASEANとの連携、そうしたものが大事だと外務省自身が言っています。それに基づいてこういうテロ防止関連条約を結んでいるということを書いています。それが外務省のスタンスなのです。安倍政権は共謀罪がないとオリンピックも開けないぐらい危険な国なのだと日本のことを言っているわけですが、そうではありません。こういう条約をきちんと締結しているではありませんか。

先ほど航空連の報告にもありましたが、自衛隊を派遣すること自体がテロの標的になることです。本当にテロを防ぎたいのであれば、テロの標的になるようなことをしないとということを政府としてきちんとスタンスを出さなければなりません。アメリカとは距離を置くとか、9条に基づく外交をすること自体が一番のテロ対策だと思うのですが、肝心なことは一切せずに、テロ対策と言っているということに、政権の非常に欺瞞ごまか的な部分が見えてきます。

以上3つのウソということでご説明しました。組織的犯罪集団を対象としているから一般市民は対象にならないというのはウソ。準備行為の要件があるから話し合っただけでは犯罪にならないというのもウソ。テロ対策のためというのもウソ。この3つのウソをしっかりと整理していただいて、ぜひ全然関心のない一般の方にお話ししていただきたいと思います。

【表2】日本が締結したテロ防止関連条約

	条約名 <small>カッコ内は略称</small>	作成日	発効日	我が国の締結日
1	航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約 (航空機内の犯罪防止条約(東京条約)) Convention on Offenses and Certain Other Acts Committed on Board Aircraft	1963.09.14	1969.12.04	1970.05.26
	航空機内で行われた犯罪の裁判権、これらを取り締まるための機長の権限等につき規定			
2	航空機の不法な奪取の防止に関する条約(航空機不法奪取防止条約(ハゲ条約)) Convention for the Suppression of Unlawful Seizure of Aircraft	1970.12.16	1971.10.14	1971.04.19
	航空機の奪取等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定			
3	民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約 (民間航空不法行為防止条約(モントリオール条約)) Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation	1971.09.23	1973.01.26	1974.06.12
	民間航空の安全に対する一定の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定			
4	国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約 (国家代表等犯罪防止処罰条約) Convention on the Prevention and Punishment of Crimes against Internationally Protected Persons, including Diplomatic Agents	1973.12.14	1977.02.20	1987.06.08
	元首、政府の長、外務大臣等国際的に保護される者及びその公的施設等に対する一定の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定			
5	人質をとる行為に関する国際条約(人質行為防止条約) International Convention against the Taking of Hostages	1979.12.17	1983.06.03	1987.06.08
	国際テロリズムとして行われる人質をとる行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定			
6	核物質及び原子力施設の防護に関する条約(旧「核物質の防護に関する条約」) (核物質防護条約) Convention on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities	1980.03.03	1987.02.08	1988.10.28
	国際輸送中及び国内にある核物質、原子力施設について防護の措置を義務付け、また核物質の窃取等の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定	2005.07.08 (改正)	2016.05.08 (改正)	2014.06.27 (改正)
7	1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書(空港不法行為防止議定書) Protocol for the Suppression of Unlawful Acts of Violence at Airports Serving International Civil Aviation, Supplementary to the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Civil Aviation	1988.02.24	1989.08.06	1998.04.24
	3.のモントリオール条約の補足議定書であり、国際民間航空の安全を損なう一定の暴力行為を条約上の犯罪に加え、その犯人の処罰、引渡し等につき規定			
8	海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(海洋航行不法行為防止条約) Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation	1988.03.10	1992.03.01	1998.04.24
	船舶の奪取、管理、破壊等の海洋航行の安全に対する一定の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定			
9	大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書 (大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書) Protocol for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Fixed Platforms Located on the Continental Shelf	1988.03.10	1992.03.01	1998.04.24
	大陸棚等に所在する固定プラットフォームの奪取、管理、破壊等その安全に対する一定の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定			
10	可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約(プラスチック爆弾探知条約) Convention on the Marking of Plastic Explosives for the Purpose of Detection	1991.03.01	1998.06.21	1997.09.26
	可塑性爆薬について探知剤の添加(識別措置)を義務付け、識別措置がとられていない可塑性爆薬の製造・移動の禁止、廃棄義務等を規定			
11	テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(爆弾テロ防止条約) International Convention for the Suppression of Terrorist Bombings	1997.12.15	2001.05.23	2001.11.16
	爆発物その他の致死装置を公共の場所に設置する行為等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定			
12	テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(テロリズム資金供与防止条約) International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism	1999.12.09	2002.04.10	2002.06.11
	一定の犯罪行為(*)を行うための資金の供与、収集を犯罪とし、犯人の処罰、引渡し、資金の没収等につき規定 *1.～11.から1.及び10.を除く9本のうちのいずれかの条約において対象とされている犯罪行為及び他のテロリズム目的の殺傷行為			
13	核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(核テロリズム防止条約) International Convention for the Suppression of Acts of Nuclear Terrorism	2005.04.13	2007.07.07	2007.08.03
	放射性物質又は核爆発装置等所持・使用する行為等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定			

出所：外務省 HP「テロ防止関連諸条約について」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.html

3. 共謀罪の何が危険なのか

(1) 犯罪行為を行わなくても、「話し合い」だけで捜査・逮捕が可能に

これまでの話でも若干申し上げましたが、やはり犯罪行為を行わなくても話し合いだけで捜査、逮捕が可能になってしまうというのが大きな危険です。目を付けられてしまえば、計画した疑いだけで捜索、差し押さえ、逮捕がされる危険があるということです。計画した疑いということで話し合っただけで逮捕されるのであれば、思想・信条の自由、表現の自由、結社の自由の侵害です。

裁判所が令状を審査するから大丈夫などと金田法務大臣が言っていますが、10万2,000件の逮捕状請求に対して却下は62件。却下率は0.06%です(2015年度)。裁判所は令状についてはほとんど捜査機関の言いなりです。裁判所自体が逮捕の必要があるかなどということを判断できないのです。当直の裁判官のもとに、例えば夜中などに警察が来て、令状の許可を出せと言ってきてせかされて、薄い記録をもとにして許可しなければならない。それを却下するというのはよほど自信がないとできないわけです。

令状審査は結構若い裁判官がやることも多いのですけれども、そこで却下するというのはよほどのことがないとできないのです。捜索、差し押さえや検証許可なども却下率は0.04%となっています。令状審査というのは本当に名目で、実際には捜査機関が令状を請求すればそれを全部許可してしまうというのが現在の裁判所の実態です。

(2) 濫用の危険性＝プライバシーや結社の自由の侵害が常態化

① 電話やメール、LINE、SNS、こういうものが日常的に監視

共謀を立証するためには、当然共謀の計画があった段階から捜査を始めても無意味です。共謀が起きるだろうと予測して、その起きそうなところからまず監視をしていかなければ、実際に計画が発生したというか、話し合われた段階を押さえられないので、事前の監視が必須になってきます。

また、スパイも出てきますし密告による摘発、先ほど申し上げましたとお

り労働組合の中に捜査官を送り込んで、会議で何かしらの計画があればすぐに密告して、自分は自首したということで刑を免れて労働組合の会議の参加者を一網打尽にするということができてしまいます。共謀がありそうなところを捜査機関が判断し、盗聴、監視を続けるということになってしまいます。

そうはいつでも、今テロ対策のためにある程度監視は必要ではないかという世論もあまり無視できないくらいあると思います。それはあまり軽視してはいけません。一時は防犯カメラを設置すること自体に国民的な議論がありましたが、今では当たり前のように防犯カメラがあって、あたかも犯罪抑止に役立っているというような形で使われています。もちろん犯罪が起きた後の犯人逮捕に防犯カメラが役立っているのは事実ですが、犯罪防止に本当に役立っているかは実はあまり検証されていません。ただ、そういう監視がやはり必要ではないかという議論はどうしてもあります。

アメリカでは、今非常に監視社会が進んでいます。9・11以降、愛国者法という法律、これ自体は、もう廃止されていますけれども、それによってNSA という国家機関がメールや電話などの個人の通信の全ての情報を集約することを可能にしています。しかし、情報の大量収集による分析が実際にテロ攻撃を阻止したという成功例を政府は一件も提示できなかったということ、連邦裁判所の判事が判断しています。監視がテロを防いだという実証はされていません。

英国では、マンチェスターで自爆テロ事件が起きて、与党から共謀罪がやはり必要だという論拠に使われています。実はイギリスは歴史的には古くから共謀罪がある国ですが、共謀罪があってもこういうテロは防げないということです。やはりこのテロをどのように防ぐかというのは、共謀罪など犯罪を抑止する法律ではなくてもう少し根本的なものが必要だろうと言えるのではないかと思います。高山佳奈子 京都大学教授（刑法）の「共謀罪発祥の地とされる英国では多くの犯罪が共謀罪の対象になっていますが、テロを防げませんでした。政治家が言っていることとは逆ですね」というコメントが中日新聞の紙面に掲載されています。

実際にこういう監視はテロを防げないだけでなく、プライバシーを監視

するという政府の権力の維持のために使われているというのがスノーデンの告発です。スノーデンの映画なども出ています。『シチズンフォー』というドキュメンタリー映画などもあります。ぜひ皆さん、映画やそういうドキュメンタリーを見ていただきたいです。

NSAのメタデータ集積は非常に進んでいます。あらゆるデータを集積して、検索ワードに例えば「全大教」などの検索したいワードを入れれば、全大教というワードが出てくる国内で流通しているメールを全て集積できるというのがNSAの今確立している情報網になっています。それを日本国内でも連携して使えるようにしていこうとなってくるとは思います。そういう使われ方をされていくだろうとスノーデンが警告をしています。

② 運動や団体の活動を弾圧する手段に

おとり捜査などで、現在でも違法な監視、抑圧がされております。

2017年4月12日に開催されました「日本労働弁護団4・12共謀罪反対集会」で、自治労本部の執行委員竹内さんから、大分の隠しカメラ事件で、隠しカメラが設置されていて別府警察に被害届を出したら別府警察が犯人だったというお話がありました。これは、選挙違反があるはずだという見込みでずっと監視カメラを置いていたということです。警察は不適切捜査だとは認めたわけですが、必要なかつ相当の範囲で監視するということはいまだに否定していません。こういう監視はより一層行われるようになる可能性があります。

また、自立労働組合連合書記長の藤原さんの発言も印象的でした。これは組合員が逮捕された事件ですけれども、実行委員が公共施設の会議室を借りる際に構成団体である労働組合名で借りて割引制度を利用したのが詐欺だということで、詐欺罪で逮捕されました。

労働組合だと割引ができるというところだったらいいのですが、こういうのは結構皆さんやりそうですよね。やりそうですよねというか、一番有利な条件で会場を借りるというのは当然お金がないのでやるわけですが、それを詐欺だということで立件するのです。不起訴にはなっていますが、これは共

謀罪でも犯罪類型で組織的詐欺が対象になっています。これは実際に借りたら詐欺で逮捕されたということですが、会場を借りようかと相談をただけで今度は共謀罪で逮捕されるという、どんどん前倒しで捜査されてしまう危険があるということだと思います。

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会が作成（2017年5月9日）した「だから私たちは共謀罪に反対する！今も行われている市民監視の実態 事例集」（http://www.jlaf.jp/html/menu2/2017/20170511131609_5.pdf）をぜひ読んでほしいのですが、先ほどの大分の別府警察署による盗撮事件の他にも、大垣の警察市民監視事件もあります。これは企業と警察が一緒になって市民監視をしていたという事件です。また、イスラム教徒というだけで情報を集積されていた事件、自衛隊の国民監視の実態、マンション建設に反対した運動で逮捕された事件、倉敷民商の事件などが例として挙げられています。

皆さんの組合にも密接に関わるいろいろな活動が現時点でも捜査の対象となり人が逮捕されている、また公安警察が監視しているという状況で、さらに共謀罪といういわばフリーハンドのようなものを公安警察に与えたらどうなるかということ具体的にイメージできるのではないかと思います。

4. いま、なぜ共謀罪なのか… 安倍政権の狙い

安 倍政権の狙いは皆さんも十分感じていらっしゃると思います。異論を排除し、治安体制を強化するための共謀罪です。情報統制と国民監視。秘密保護法というのもあって、安保法もあります。その中で秘密保護法も情報統制の一環だったわけですが、今回の共謀罪もやはり情報統制と国民監視の実現のためのものでしょう。都合の悪い運動や言動の抑圧が非常に必要な段階に来ている、むしろ逆に言えば、こちらがかなり運動を強めて押している情勢だからこそという点もあると思います。

戦争反対、原発反対、沖縄基地の建設反対、あとは最近でいえば加計学園の疑惑や森友学園の疑惑。国民が政府のやり方はおかしいと声を上げること

が政府からすれば治安を乱すということで、こういう話し合いを監視、抑圧して政権を維持するところに本質的な狙いがあると思います。

治安維持法の実際の弾圧の例として、戦前の長野でおきた2・4事件というのがあります。新しい教育実践や労働組合に参加していた、全然共産党とは関係ない若者、平均年齢26歳の青年教師が教員赤化事件ということで弾圧されたということがありました。

治安維持法制定当時、政府は「労働者が労働運動をするのに拘束を受けると信じている者がいます。甚だしき誤解です。善良な国民に対して何ら刺激を与えるものではありません」と今と同じような説明を治安維持法の時もしていました。治安維持法の時は今からすると暗黒の日本だったのかなと思われがちですが、この問題について帝国議会では結構議論がされています。反対意見も国会議員から出ていますし、反対の世論もかなり出ていたようです。労働者が労働運動をするのに拘束を受けるという異論も出ているわけですが、それを押し切って議会を通過させたという経過があります。そういう意味では今とそんなに状況としては変わりません。このときの歴史に学ぶ必要があるだろうと思います。

おわりに

共謀罪は先ほど申し上げたとおり、憲法19条や21条など日本国憲法に違反する違憲立法であると明確に言えます。仮に通ったとしても、それは使えないような法律としてこちらは闘っていかなければいけない、違憲のものであると闘っていかなければいけないと思います。違憲立法を使わないというスタンスが重要だと思います。

今、大事な動きとしてあるのは国連プライバシー権に関する特別報告者であるジョセフ・ケナタッチさんが、深刻な懸念を表明する書簡を安倍首相宛に送付 (http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Privacy/OL_JPN.pdf) し、国連のHPで公表しました。ケナタッチさんは、「権利への影響に関する情報

の正確性について早まった判断をするつもりはありません」と述べ、この法律が人権を侵害するようなものだというような結論はくだしていません。4つの質問を日本政府に出しています。実はこの書簡の主眼はここにあります。この質問に答えてほしいと。追加情報を教えてくださいと。違う点があったら教えてくださいという、基本的にはそういう質問状になっています。「要請があれば、国際法秩序と適合するように、日本の現在審議中の法案及びその他の既存の法律を改善するために、日本政府を支援するための専門知識と助言を提供することを慎んでお受け致します」とも言っています。若干皮肉が入っているような気がしなくもないのですが、国際法の専門家を派遣するから必要があれば呼んでくれとまで言ってくれています。

菅官房長官はこれに対して抗議をしています。質問に対して抗議というのは、コミュニケーションとしては全く成立していません。本当に人権後進国と笑われてもおかしくないような対応を日本政府はしています。質問されたら答えるのが国際社会の一員としてのあるべき姿です。必要があれば国連の専門家に来てくれと、テロ対策のためにいい共謀罪を作るためにぜひ来てくれと言うのが政府としてすべき対応だと私は思います。ただ、そういうことをしないということは、本当に後ろめたいからだと言わざるを得ないと思います。

国連報告者について若干議論があります。これは個人が出したもので国連の総意ではないみたいなことを菅官房長官は言っていますが、国連の報告者というのは国連のスタッフがもちろんいろいろなチェックをするわけです。これは1人で作れるような文書ではありません。日本の法律についてもものすごく正確に書いて、中身について誤りが全くありません。慎重に日本の法制度を調べて、隙がないように作られた書簡になっています。組織的に作られたということは読めば分かる話です。実際に国連の高等弁務官のホームページでこれが出ているということ自体、組織的なものだという事は明らかだと思います。でするので、個人のものだ、みたいなことを言っているのは本当に非常識な対応だと言わざるを得ないと思います。

世論は拮抗しているということで、直近の朝日の世論調査では、衆議院の

審議では十分ではなかったが6割になっています。安倍政権を支持する層でも十分ではないというのは48%で半分近くに至っています。審議が十分だったかどうかについては、法案に賛成という人でも拮抗しています。国会の進め方が良くないというのも58%、成立は必要ないというのが57%ということです。内閣支持層でも今国会成立の必要ないという回答が若干上回っているということです。一方で若年層ほど法案に賛同する傾向がありました。この朝日の調査では4割前後が賛成ということです。お年寄りの方などやはり戦前の記憶が残っているほど反対と答えるということです。

歴史認識の問題やこの法案についての正確な理解というのはなかなか、特に40代以下にはまだまだ伝わっていないと、どう伝えていくかというのがもう本当に喫緊の課題だと思いますし、皆さんにもぜひ若い組合員の方に、今日の素材を活用して何とかいろいろな手段で伝えていただきたいと思います。

廃案にする運動は、この国の自由と民主主義を守る闘いだと思います。私の好きな日本国憲法第12条にはこうあります。「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」。憲法は、不断の努力をしなければ権利は簡単に奪われてしまうということを警告しています。憲法12条に記載されているのは国民としての責務というか、努力しろという応援メッセージ、70年前の日本国民からのメッセージでもあると思います。問題点を広げる取り組みをいろいろな形でいただきたいと思います。

街頭宣伝などもうちの事務所でやっていますが、強行採決以降、かなり受け取りが変わりましたよね。皆さんも経験していると思います。強行採決で一気に関心が今高まっている情勢になっていますので、ぜひどんどん旺盛にやっていただくということで。私も東京法律事務所のブログなどでこの共謀罪の問題点をしつこく書いていますので、そういうものもぜひお読みいただいて、活用できるところは活用いただきたいと思います。

以上で私のお話を終わります。ありがとうございました。(拍手)

非常勤講師・非常勤職員の 5年(3年)上限との闘い

～国立大での闘争が360万人の 無期転換のカギに～

首都圏大学非常勤講師組合 書記長

志田 昇



首都圏大学非常勤講師組合は、パート職員、非常勤職員など、有期雇用、不安定雇用労働者専門の労働組合として、1996年設立されました。非常勤講師が誇りと余裕をもって研究・教育に携われるように条件整備することを最大の目標にして活動しています。

全大教関東甲信越地区単組代表者会議・学習会(2017年7月1日)ご講演より(加筆)

1. 数万人の雇い止めを阻止した非常勤講師組合の闘い

2013年、大半の主要大学が無期転換防止のため5年上限を計画しました。全く予想外のことで、組合は存亡の危機に陥りました。

(1) 当初の対応

まず、国会で取り上げてもらうことにしました。共産党田村議員の質問に対し下村文科大臣(当時)が「教育研究上、必要性があり能力を有する人が

一律に契約を終了させられることにならないよう適切な取扱いを促していく」(2013年3月18日)と答弁しました。国会答弁を武器に、各大学と交渉し、数十大学に団交申し入れ又は質問状を送りました。

団交で非常勤講師に5年上限を付けないことを約束した大学は、琉球大、立正大、昭和女子大、一橋大などです。その後、玉川大、東海大、慶応大、明治大なども5年上限撤回を撤回しました。質問状に上限を付けないと回答した大学は、東大、東京芸大、学芸大などです。ただし、上限を付けない大学のうち、東大や東京藝大は非常勤講師を業務委託扱いにしています。

(2) 3000人に無期転換の道を開いた早稲田闘争

(2013年3月～2015年11月)

余りに5年上限を付ける大学が多かったため、もぐらたたき状態を突破するために、早稲田大学に全力を集中しました。20数回の団交をおこない、ビラは数万枚配布し、マスコミに対する広報活動によって大キャンペーンを張り、『ブラック大学早稲田』という本も出版されました。

就業規則制定の際の手続きを問題にした東京地検への刑事告発・告訴の後、大半の私立大学は様子見状態になりました。また、交渉に理事が出席せず、弁護士任せにしたため、労働委員会への救済申し立てを行いました。偽装請負を労働局に告発したり、先行した不当な雇止めの撤回を求め東京地裁に提訴したり、違法な労働条件については、何件も労基署に告発したりして公的機関を活用しました。

組合説明会を繰り返し、外国人向け、分野別の説明会も行い早稲田の組合員を10倍化(10数人から150人に)させ、全体の組合員は二倍に(約300人から550人に)増えました。早稲田闘争の最大の教訓は、当事者の中に組合員を増やし、交渉力を高めることが決定的だということです。

(3) 早稲田闘争勝利後

2015年11月の和解によって、約3000人の早稲田の非常勤講師の無期転換権が認められました。それ以降、法政・中央・日大・芝浦工大・立教大など

で5年上限撤回を確認しました。以後、抵抗する大学はほぼなくなりました。現在では、全国のほとんどの大学は非常勤講師に関しては、5年上限を撤回し、無期転換を認めていると思われます。これによって、少なくとも、数万人の雇い止めが回避されました。

2. 非常勤職員の雇い止めとの闘い

非常勤講師の組合がなぜ非常勤職員の問題に取り組むのでしょうか。

第一に、非常勤講師を守るためにも、非常勤職員を守る必要があると考えているからです。国立大では、東北大・山形大・千葉大など非常勤の教職員を同一の就業規則で扱っている大学が多いので、私たちは、非常勤講師の上限を外す交渉をする際に、非常勤職員についても上限を撤回するよう要求しています。非常勤講師の雇用を安定させるためには、大学の中から有期雇用を原則としてゼロにしていくことが必要です。早稲田大学では、非常勤職員に上限があることが非常勤講師に上限を設ける口実にされました。また、自分たちの待遇改善を実現するには、より地位の低い労働者の待遇の改善や底上げにも取り組む必要があると思います。自分さえよければ、他の人はどうなってもいいと言う態度では交渉相手からも甘く見られません。

しかし、非常勤講師組合は、自分たちだけでこの課題を達成できるとは思っていません。国立大の場合、全大教及び各大学の教職員組合が、徳島大の非常勤職員の無期転換を実現したのを初めとして、大きな成果をあげています。したがって、専任の教職員組合が熱心に取り組んでいる場合には、原則として、非常勤講師には非常勤講師組合に、非常勤職員には各大学の教職員組合に加入してもらい、共同で交渉するのが合理的だと考えています。

第二に、国立大学の社会全体への影響の大きさを考えれば、国立大学非常勤職員の問題は全国の非正規労働者全体の命運にかかわる問題です。地方では特に国立大学の比重は、高く、例えば、長崎大学は、県内第2位の事業場とされています。東大や東北大の影響力については言うまでもありません。

最大の抵抗勢力の国立大が無期転換に踏み切れば、約 360 万人の長期有期雇用労働者の全面的な無期転換につながると思います。

3. 早稲田闘争と国立大の闘争との違い

(1) 有利な点

第一に、労働契約法が改正された当時とは世論が大きく変化したことです。一番大きな変化は、人手不足のため、企業が無期転換を容認するようになったことです。2013年には、多数の企業が5年雇用前に雇い止めを予定していました。ところが、2014年以降人手不足が顕在化しました。2014年には、すきやが人手不足のため大量一時閉店しました。2015年以降は、保育士不足などが深刻化しつつあります。2017年には、クロネコヤマトなどが人手不足のため待遇改善を表明しています。このため、現在、5年雇用前の雇い止めを表明している企業は、5%程度です。

第二に、正規と非正規の共闘が始まったことです。早稲田大学などの非常勤講師の5年上限問題では、残念ながら、専任の教職員組合と非常勤講師組合の共闘は一部にとどまりました。ところが、国立大学の5年上限問題では大きな変化が起きています。現在、非常勤講師組合は、東北大・山形大・千葉大・東工大・東京藝大・長崎大学・東大などと交渉中ですが、いずれも、各大学の教職員組合と共闘しています。

第三に、地域労連との共闘が始まったことです。国立大学の大量雇い止めは、地域の雇用問題でもあります。宮城県労連が東北大職組・非常勤講師組合と共同声明を出し、東北大問題で集会を開いています。これから、各地の県労連との共同が重要になってくると思います。東北大問題を「河北新報」など地方紙が積極的に報道しています。山形大の問題については県当局も関心を示しているそうです。

(2) 困難な面

逆に困難な面は、第一に、残りの時間があまりないことです。取り組みを急ぐ必要があります。第二に、非常勤講師の場合、これまで上限がなかったのに対して、非常勤職員の場合には、たいてい従来から3年または5年の上限が付いていたことです。しかし、後述のように、無期転換を逃れるための上限設定は全て違法または脱法になると思います。

第三に、国立大の当局が民間の労働法制を理解しようとしません。多くの大学の当局が公務員時代の「任用」制度の名残で、有期契約の場合は、期間満了で、雇い止め自由、無期契約の場合は定年まで絶対に保障と思い込み、「解雇」が面倒だから、5年前経過前に雇い止めするという倒錯した考えに取りつかれています。実際には、民間の労働法制が適用されるので、有期契約だから雇い止めが自由なわけではないし、無期契約に転換した非正規職員を正規職員と同じように絶対に解雇できないというわけではありません。

4. 法的な争点

(1) 大学非常勤講師の場合

- ① 無期転換防止のため、新たに5年上限を付けるのは違法です。ほとんどの大学が非常勤講師組合の主張を認め、5年上限を撤回しました。
- ② 就業規則制定の手続きに不備があれば、5年上限は無効です。早稲田では、実際に刑事告発・告訴を行いました。これは、他の大学の足を止める効果がありました。
- ③ 無期転換防止のための計画的クーリング（6か月の空白期間の設定）は違法です。

早稲田、首都大、立教大、立正大、長崎外大などでクーリングが撤回されました。長崎大学では、「計画的に6月以上のクーリング期間を設け、少なく

とも有効労働契約が通算で5年を超えることのないよう人事管理を徹底する」(「改正労働契約法への対応方針について」2013年2月12日)としていましたが、団体交渉の席で「クーリングの実施を決めたが、法律に抵触する恐れがあるので、見直す」と回答しました。

④ 非常勤講師を業務委託扱いするのは違法です。

東大、東京藝大、東工大、大阪大など12大学は、非常勤講師を業務委託合扱いにして、労働者と認めていません。なかでも、東京藝大は、業務委託を理由に団交拒否をしているため、組合は、都労委に不当労働行為の救済を求めています。東大は、団交の場で労働者性を認めましたが、依然として業務委託扱いを続けています。

(2) 非常勤職員の場合

① 無期転換を避けるために雇用期間上限を付けることは違法又は脱法。

国会答弁では次のように言われています。「福島みずほ君 例えば、次のようなケースは国としてどのような指導、対策をして有効労働者の雇用の安全を図るつもりなのか。一、五年を超える手前で雇い止めをする場合。二、五年を超える前に労働条件を下げ更新する旨を使用者が申し込んだ場合。三、五年を超える前に更新しない旨を一方的に使用者が通告する場合。四、五年を超える前に不更新とする旨の合意書を締結した場合。というか、よくあるのは、5年を超えないように、不更新条項をその前の更新のときに入れてサインをさせる場合というのはよくあります。五、契約当初から更新期間、更新回数の上限を五年までと設定する場合など、いかがでしょうか。

❖ 政府参考人(山越敬一君)「お答えを申し上げます。今御指摘をいただいた五つのケースでございますけれども、これにつきましては、厚生労働省といたしまして、無期転換を避けることを目的として無期転換申込権が発生する前に雇い止めをすることは労働契約法の趣旨に照らして望ましいとは言えないというふうに考えているところでございます」(2016年11月17日参

議院厚労委)。なお、文科省も、昨年(2016年)12月9日の事務連絡の中でこの答弁を確認しています。場合に分けて考えると次のようになります。

- 現行の就業規則に上限がなかったり、就業規則改正の法的な手続きを踏んでなかったりする場合、一律の5年上限による雇い止めには、違法性があります。
- 無期転換を避けるために、新たに上限を付けるのは違法です。
- 無期転換を避けるために上限を改悪した場合も違法です。

【例1】 東北大

- 3年上限だが例外多数(無期転換可能)
- 厳格な5年上限+6か月以上のクーリング期間(無期転換不可能)

【例2】 東工大

- 3年ごとに試験による更新(無期転換可能)
- 厳格な5年上限+6か月以上のクーリング期間(無期転換不可能)

【例3】 東大のパート非常勤教職員

- 5年上限+3か月クーリング期間(無期転換可能)
- 5年上限+6か月クーリング期間(無期転換不可能)

- 以前から上限がついている場合も、「法の趣旨に照らして望ましいとは言えない」とされています。結局、無期転換を避けるために上限を付けることは、全て違法又は脱法です。

② 選抜試験によって一部無期転換をただけでは、法律(労働契約法第18条)を守ったことにはなりません。選抜試験に合格しなかった人や試験を受けなかった人にも希望者全員に無期転換申込の権利が生じます。

- ③ 学長が認めた場合などの例外規定。
- 学長の専断は、公序良俗違反になります。毎年の更新同様の合理的で客観的な基準がなくてはなりません。
 - 例外が多い場合、5年上限が雇い止めの理由にならなくなります。
 - 全員例外として無期転換を認めるのは可。毎年の更新と同じ基準なら可（ただし無意味）。
- ④ 無期転換を避けるための計画的なクーリング(空白期間の設定)は違法です。
- ⑤ 財政難は5年上限の理由になりません。
- 待遇は、法律上、当面現状のままいいことになっています。
 - 「定年まで雇う財政的保障がない」とか「20年30年後まで給与を払う保障がないから無期転換は認めない」（いずれも、交渉の中で国立大の当局が思わず漏らした言葉です）とかいう考えは、理由になりません。もしこれが認められたら、中小企業は全て無期転換の義務がなくなってしまいます。実際には、シャープや東芝のような大企業の正社員でさえ将来の保障などありません。
- ⑥ 「私たちは解雇に慣れていない」（東北大）。つまり、将来「解雇」するのが面倒だから、今のうちに雇い止めする。これが多くの国立大学当局の本音のようですが、有期契約の非正規労働者にとっては、当面の生活こそ大切な問題です。もともと存在しない将来の安定した生活に配慮して雇い止めにされてはたまったものではありません。

5. 東大との交渉が焦点

東大には、1万人以上の非正規労働者が存在します。影響力も最大です。非常勤講師組合としては、当事者のうち大学非常勤講師は、非常勤講師組合に、その他の教職員は原則として東職に加入してもらうことによって、交渉力を強め、必ず希望者全員の無期転換を実現したいと思います。組合の要求は、次の二つの点です。

① 非常勤講師の労働者性と無期転換申込権を認めさせる。すでに、3月の団交で東大当局は「考えてみると、(非常勤講師は)指揮命令に従って、金銭もらって、時間働いて、金銭もらってるんですから、労働者でないと言う方が無理でしょ」(代理人弁護士の発言)と認めています。そうであれば、来年(2018年)4月1日以降は、非常勤講師にも無期転換申込権が生じます。この点の確認が課題の一つです。

② 無期転換を防止するための5年上限や短時間勤務有期雇用教職員の6か月クーリングは、違法行為ないし脱法行為です。東京労働局は、更新回数上限及び、再雇用する場合には6か月のいわゆるクーリング期間を置くという方針が、「無期転換ルールを免れる目的で運用されるとすれば、それは労働契約法第18条第2項の規定の濫用といえ、望ましいものではないことから、そのような運用は厳に慎むよう求めます」(「東労発雇均0227第1号」2017年2月27日)としています。

東大当局は、「無期転換ルールへの対応」として、「短時間については、一部ルールを変更(「3か月」→「6か月」)」「(改正労働契約法と東京大学における有期雇用教職員の取り扱いについて」2013年2月28日)するとしており、まさに無期転換ルールを免れる目的でクーリング期間を利用しています。

東職と共同の8月7日団交で東大当局が要求を呑むことを拒否した場合は、非常勤講師組合としては、東京労働局や東京都労働委員会に申し立てすることも検討します。早稲田以上の闘争に正規と共同して取り組みます。

ローカル線で行く！ フーテン旅行記 13

—みちのく岩手で
文化財と自然を満喫！—

岡山大学工学部機械工学コース助教

大西 孝



専門は機械加工（研削）。主に円筒研削や内面研削を対象として、工作物の熱変形や弾性変形に伴う精度の悪化を防止する研究を進めている。趣味は列車を使用した旅行（47 都道府県を踏破済）。

はじめに

いよいよ夏から秋にかけて観光シーズンがやってきました。地図を片手に、どこへ行こうか思案するのは楽しいものです。今回は歴史ある文化財と豊かな自然を満喫できる岩手県の旅です。

1. 遙か昔の繁栄に思いをはせて 平泉の世界遺産！

まずは岩手県の誇る文化遺産、平泉を訪れましょう。平泉は奥州藤原氏にまつわる様々な史跡を擁し、2011年に世界遺産にも登録された東北を代表する観光地の一つです。



中尊寺の本堂。金色堂が有名ですが、大きなお寺で本堂も多くの参拝者で賑わっています。



訪問時はちょうど桜の季節でした。東北の長い冬が終わり、毛越寺の境内にも春がやってきました。

東北新幹線を使うと東京駅から2時間余りで岩手県南部の一ノ関駅に到着します。ここで在来線に乗り換えて約10分で平泉駅です。平泉には平安時代に奥州藤原氏が拠点を置いたことから多くの寺院が建立され、中でも奥州藤原氏4代の遺体を安置している中尊寺金

色堂は特に有名です。金色堂については数々の観光ガイドブックに掲載されているので多くを語るまでもありませんが、実際にガラスケースに囲まれた金色堂の前に立つと、そのきらびやかな装飾は、900年近くも前に作られたものとは思えない



毛越寺の浄土式庭園。ゆったりとした風景に時間の流れを忘れそうです。

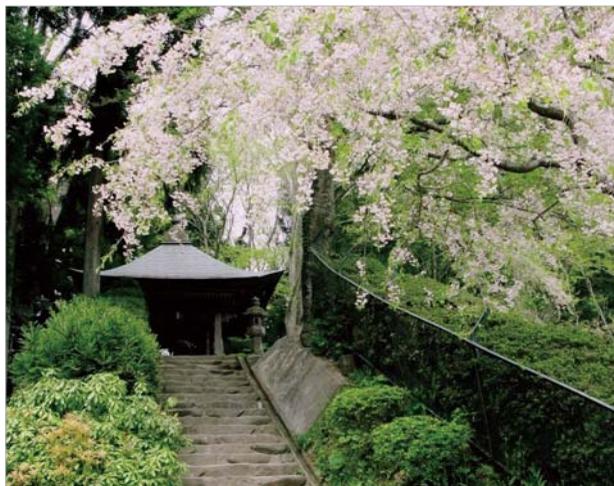
美しい姿を今に伝えています。また、平泉駅にほど近い毛越寺の境内に広がる浄土式庭園のゆったりとした眺めは、心が落ち着き、はるか昔の貴族の文化を今に感じることができます。



無量光院跡にある「中島の跡」。背景には東北本線の普通電車が何事もなかったかのように走り去ります。

の野原です。在来線がすぐ横を走っており、「中島の跡」と書かれた立札のある、こんもりとした小山の後ろを電車が何事もなかったかのように走る姿を見ていると、「諸行無常」とはこういうことなのかなと思います。

中尊寺、毛越寺の他にも歴史を感じることができる名所があります。一つは無量光院跡。宇治の平等院鳳凰堂をモデルとして建立された大規模な寺院があったとされていますが、奥州藤原氏の滅亡後に焼けてしまい、今は建物の基礎や池の跡が残り、松が生えているだけ



桜に囲まれた衣川館の義経堂。ここで最期を迎えた
悲運の武将、源義経の木像が安置されています。

もう一つの名所は、衣川館（ころもがわのたち）。かの武将、源義経の最期の地とされ、1683年には義経堂が作られ、義経の木像が安置されています。義経堂は世界遺産には指定されておらず、国の名勝ですが、今も人気の義経だけあって、多くの観光客が訪れ

ていました。また当地は「夏草や兵共が夢の跡」という芭蕉の句が読まれた場所でもあり、衣川館の高台から雄大な北上川を眺めていると、ここでかつて奥州藤原氏や義経、弁慶が最期を迎えたことが夢のように感じられます。

平泉は、中尊寺がやや駅から離れており徒歩で25分程度を要するものの、歩いて一周できる比較的コンパクトなエリア



衣川館から眺めた北上川。かつて激しい戦があったこと
など想像もつきません。

に多くの史跡が詰まっている点が魅力です。駐車場や渋滞を気にする必要がない電車での訪問がお勧めで、4時間程度の滞在時間があれば存分に歴史を味わうことができます。

(岡山大学職員組合 組合だより 174号より加筆のうえ再掲)

2. 澄み切った地底湖 龍泉洞！

やはり暑くなると、涼しいところに出かけたくくなります。平泉の世界遺産を眺めた後は、一気に太平洋側の三陸へ移動し、岩手県岩泉町にある鍾乳洞、龍泉洞（りゅうせんどう）を訪れてみましょう。岩泉町は岩手県中部の太平洋岸から内陸にかけて広がる町です。この町にある龍泉洞は、澄み切った水をたたえた7つもの地底湖を持つことで有名で、涼しい洞内は夏に訪れるにはもってこいです。



龍泉洞の前を流れる澄み切った溪流。洞内から湧き出す名水百選に選ばれた水です。ぜひ現地で飲みましょう！

列車で龍泉洞へ行く場合は、まず盛岡駅から太平洋岸の宮古駅へJR山田線か急行バスで向います。ただし山田線の盛岡から宮古の間は土砂崩れのために現在、一部区間で運休しており、2017年秋の開通を目指して復旧工事が進められています。

宮古からは2015年10月の本誌39巻4号でご紹介した三陸鉄道北リアス線に乗車し、岩泉小本（いわいずみおもと）駅で岩泉町民バスへ乗り換え、龍泉洞前のバス停で下車します。これだけでも岩泉からずいぶん遠くへ来た気分で、北海道に次いで全国第2位の面積を誇る岩手県の広さを実感します。



ひんやりとした洞内の様子。気温は年間を通して10℃前後に保たれています。

なお、かつては龍泉洞から約3.5km離れた位置にある岩泉駅まで、岩泉線というJR東日本のローカル線がありました。岩泉駅には列車が1日あたり3往復しか発着しないという全国でも屈指の閑散路線で、2010年7月の落石事故以降、復旧されることなく2014年4月に廃止されました。



エメラルドに光る地底湖の水面。息を飲む美しさです。

筆者は10年近く前に龍泉洞を訪れた帰りに岩泉線を利用しましたが、たしかに人煙まれな山中を細い鉄路が通っているという印象で、よく今まで運行



洞内の見学コースの後半は階段が続きます。途中で絶景が待っています。

されてきたなあと却って感心したものです。

龍泉洞の前には、洞内から流れ出てくる水が流れています。この水は名水百選に選ばれており、付近の水飲み場で味わえます。緑に囲まれた溪流を見るだけでも暑さを忘れれます。

さあ、それでは洞内へ入っていきましょう。洞内は10度程度とひんやりとしており、上着を羽織っていくことをお勧めします。最初のうちは平らな細い通路が続きますが、ところどころで澄み切った水が流れる様子も見られます。奥へ進むと、第一地

底湖へたどり着きます。この水は透明度が41.5mもあり、水深35mの水底が透き通って見えます。その後、第二、第三地底湖と進んで行きますが、ライトアップされてエメラルド色に光る湖面は息を飲む美しさです。さらに第三地底湖を過ぎてからひたすら階段を昇り、展望台から見下ろすと、洞内のはるか下で青く輝く第一地底湖が幻想的に見えます。全長数キロメートル以上あるとされている龍泉洞の中で、公開されている部分は往復で約700m程

度とわずかですが、鍾乳洞の不思議や地底湖の美しさを十分に満喫できます。

これで龍泉洞の見学は終わりですが、帰りも延々とバスと列車を乗り継ぐのは大変だという方には、龍泉洞の前から出ている盛岡行きのJRバスが便利です。このバスに乗車すれば、2



階段の上から見下ろした地底湖。はるか下に青々と光る湖面が見え、まさに絶景です。



かつての龍泉洞の最寄駅、岩泉駅。1日3回しか列車が姿を現さない全国屈指の過疎路線の終点でしたが、2014年に廃止されました。

時間余りで盛岡へ戻ることができます。往復ともこのバスを利用することも可能ですが、もし時間が許せば津波による被害から復旧した三陸鉄道を使って、復興しつつある岩手県沿岸部の町を片道だけでも訪れていただければと思います。

(岡山大学職員組合 組合だより 176号より加筆のうえ掲載)

おわりに

今回は岩手県の名所を2か所ご紹介しました。東日本大震災から6年がたちましたが、東北地方の沿岸部では今でも復旧作業が続いています。そういったところ訪れて、現地の復興に一役買うことができればと思います。東北は他にも多くの名所がありますので、今後もご紹介していきたいと思えます。

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

❖投稿要領

- 文体 自由
- 字数 本文については、以下を基準とします。
2頁 2000字 4頁 4000字
5頁 5000字 6頁 6000字
- 原稿締切 毎奇数月・15日
- 掲載 投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）
- 謝礼 規程により謝礼（図書カード）を進呈します。
- その他
 - ①投稿原稿は返却いたしません。
 - ②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第41巻3号 2017年8月
(大学調査時報・大学部時報通算222号)

編集・発行 全国大学高専教職員組合 電話 (03) 3844 - 1671
〒110 - 0015 東京都台東区東上野 6 - 1 - 7 MSKビル7階

第39巻6号（2016年2月）までについて、冊子の購入ができます（一冊500円）ので、ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

郵便振替口座 00170-6-18892



全国大学高専教職員組合
Faculty and Staff Union of Japanese Universities